

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年5月15日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

(説明員) (官房部局)

藤原企画法制課長

議 題

国家公務員行動規範の策定

議事の概要

- 議題「国家公務員行動規範の策定」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
 - ・ 国家公務員行動規範に対しては、世代や各府省庁等によっても受け止めが異なるため、フォローアップをしっかりと行うことが重要。(川本総裁)
 - ・ 策定後も、各府省庁等と意見交換を行いながら、行動規範に対する理解を深めてもらう努力が必要。(伊藤人事官)
 - ・ 国家公務員行動規範の策定がゴールではなくスタートであり、例えば、公務のブランディングと連携した取組や人事院におけるMVV作成のプロセスを広めるなど、周知・啓発に努めてもらいたい。(土生人事官)
- 議題については、三人事官一致で議決された。

国家公務員行動規範の策定について

令和7年5月15日

官 房 部 局

人事行政諮問会議最終提言では、今後、これまでも増して多様な人材が公務で活躍することが見込まれる中、組織パフォーマンスの向上につながるよう人的資本の価値を最大化するためには、組織と職員の業務遂行双方における目的や方向性が一致することが不可欠であるとされた。

こうした認識の下、職員が仕事をするに当たって判断のよりどころとなり、自身の仕事を意義付け、国民からの信頼の下に円滑な公務運営を行えるよう、「全体の奉仕者」（憲法第15条第2項）として国家公務員に求められる行動規範を分かりやすく言語化することが適当であるとされた。

具体的には、①国民を第一に考えること、②中立で公正な公務運営を意識すること、③根拠に基づいた客観的判断を行うことの3つの要素を中核的なものとし、国家公務員行動規範として望ましい内容が示された。

この提言を受け止め、国家公務員としての使命感を持って意欲的に働ける公務の実現に向け、別添のとおり国家公務員行動規範を策定することとしたい。

以 上

国家公務員行動規範

人事院は、国家公務員行動規範について次のとおり決定する。

- 1 「国民を第一」に考えた行動
 - ・ 国を支える国家公務員としての使命感の下、国民を第一に考え、志と意欲を持って誠実に行動する
 - ・ 確かな行政サービスを提供し続けるため、限りあるリソースを効果的に活用し、最大のパフォーマンスを発揮する
- 2 「中立・公正」な立場での職務遂行
 - ・ 特定の個人や組織など一部の利害を偏重せず、中立・公正な立場で職務を遂行する
 - ・ 行政に対する多様なニーズや様々な立場があることを理解し、広い視野を持って職務にあたる
- 3 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断
 - ・ 国民からの信頼が得られるよう、常に透明性の高い行政運営を意識した上で、根拠に基づいた客観的判断を行う
 - ・ 知識を深め、スキルを磨き、行政のプロフェッショナルとしての誇りと責任感を持つ

以 上